消費生活相談事例

「パチンコ攻略法のトラブル」

パチンコ攻略法が無料でもらえる懸賞サイトで当選し、攻略法をさっそく試してみたがダメだった。サイト業者に連絡すると、今度は確実な攻略法を50万円で譲ると言われて、お金を振り込んだ。しかしすぐに情報は渡されず、後日100万円を請求されたので、さらに100万円を振り込んだ。やっと口頭で打ち方の指導があり、そのとおりにしてみたが、まったく効果はなかった。おかしいと気づいて、業者に返金を求めたが、相手にされない。（岡山市・男性）

消費者へのアドバイス

パチンコ・パチスロ攻略法に関する相談は、近頃多く寄せられています。パチンコ・パチスロに関する商材関係と内職関係の二つのケースがあります。

携帯電話やパソコンに電話やメールがあり、その内容に興味をもって業者と接触して攻略情報等を購入する、または、相談事例のようにパソコンや携帯電話のサイトから、もしくは雑誌の広告をみて攻略情報等を購入するなどが、パチンコ・パチスロに関する商材関係のケースです。

それに対して、携帯電話やパソコンのサイト、雑誌の求人広告などでパチンコ・パチスロの打ち子やサクラなどの募集に応募して登録料などを請求されるのが、パチンコ・パチスロに関する内職関係のケースです。

事例の相談者は口頭で攻略法を提供されましたが、A4用紙1枚程度で簡単に書かれた内容を購入した事例もあります。違法な機器等を使用しない限り、大当たりを意図的に操作することはできず、攻略法の内容には信用性に疑問があります。広告やサイトなどに無料となっていても、実際は高額な金銭を要求されたりするので、安易に広告などを信用しないことが重要です。

また、絶対に儲かるなどの断定的な勧誘や、現実的でない攻略法の提供等を行い、消費者を誤認させて契約している悪質な手口です。「絶対に儲かる」などのセールストークが消費者契約法4条に規定されている「断定的判断の提供」にあたるとして、契約の取消を認める判決が出されています。

しかし、契約して振り込みをしてしまうと、業者に解約を申し出ても連絡が取れなくなったり、話し合いに応じないこともあるなど、パチンコ・パチスロ攻略法の被害回復は困難です。相談事例では、まず業者に対して内容証明郵便で返金を求めるが、返金されない場合は裁判をして回収しなければなりません。

パチンコ・パチスロ攻略法関係の取引は絶対にしないように注意してください。

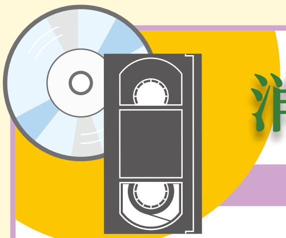

消費生活ビデオ・DVDライブラリー

ビデオ・DVDライブラリーに、次のDVDが加わりました。

「悪質商法捕物帳」

発行：東京都消費生活総合センター

24分　高齢者とその周りの人々向け

21世紀東京の高齢者をねらう悪質商法の噂を聞きつけ、江戸の老岡っ引き弥助とその孫娘おみよが捜査に乗り出しひと働き！

再現ドラマで被害事例や問題解決のポイントをわかりやすく示すとともに、トラブル回避で大切なのは「家族や周囲の人々の見守り」であることを、時代劇スタイルを交えたお江戸の人情の視点から訴えます。

＊貸出については、当センターへお申し出ください。　TEL（086）226－1019

＊ビデオ・DVDライブラリーの在庫については、当センターのホームページをご覧ください。

http://www.pref.okayama.jp/seikatsu/syohi/koho/index.html